

会社法応用1 答案骨子

【設問1】

株主代表訴訟による取締役の責任追及・報酬決定について

●株主代表訴訟の訴訟要件（847条）

原告適格：公開会社では「6箇月前から引き続き株式を有する株主」（1項）

非公開会社では「株主」（2項）

対象：発起人等の責任を追及する訴えその他の責任追及等の訴え

→取締役の地位に基づく責任に限られる？

（最判平成21年3月10日）「株主代表訴訟の制度は、役員相互間の特殊な関係から会社による取締役の責任追及が行われない恐れがあるので、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴えを提起することができるとしたもの」であることからすれば、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれる。

→423条に基づく損害賠償責任、不当利得返還に係る責任も含まれる。

提訴請求等の要件もあり

●423条に基づく損害賠償責任の要件

「役員等」→OK

「任務を怠った時」→会社に対して負う善管注意義務ないし忠実義務違反

・本件では報酬に係る決議等無いのに報酬受け取る

→法令違反行為という点で忠実義務違反

・株主全員の同意に基づく支給で適法である旨の反論

→「本件取締役の報酬については、報酬額を定めた定款の規定又は株主総会の決議がなく、株主総会の決議に代わる全株主の同意もなかったのであるから、その額が社会通念上相当な額であるか否かにかかわらず、被上告人が上告人に対し、報酬請求権を有するものということはできない」（最判平成15年2月21日）

361条の趣旨は、お手盛り防止のために取締役の報酬の決定については株主の自主的な判断にゆだねることとしたもの。株主全員による同意がある場合には株主の自主的な判断によって行われたものと言える以上、OK。

「故意・過失」→決議がないことは知っている。

「損害」「因果関係」→OK

●不当利得返還請求権の要件

「利得」「損失」「因果関係」→OK

「法律上の原因」→総会決議等ではじめて報酬請求権が発生するため、それらがない以上、報酬支給を受ける法律上の原因はない

・株主全員の同意に基づく支給で適法である旨の反論

●相殺の反論

労務提供に係る不当利得による相殺

【設問2】

・事後的な報酬決定決議により従前の報酬支給の違法性が治癒されるか。
→「株主総会の決議によって定めると規定している趣旨目的は、取締役の報酬にあつては、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し、監査役の報酬にあつては、監査役の独立性を保持し、さらに、双方を通じて、役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにあると解される。そして、株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられるものといえることができるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるというべきである。」（最判平成17年2月15日）

本件もOK

※訴訟対策のために決議したとしても訴訟上の信義に反すると解することはできない（最判平成17年2月15日）

※「当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情」とは？

→議論は深まっていないが、取締役が株主総会の決議なく報酬等の支給を受けた後、その事実を知らない株主から株式を取得して多数派となり、後に追認決議を成立させた場合などはそれにあたるか

・治癒される場合には任務懈怠及び法律上の原因なし

【設問3】

・467条1項2号の2に該当する場合には総会決議必要となるところ、その決議がなされていないとの主張

●要件

「子会社の株式の譲渡」→OK

「議決権の過半数の株式を有しない」「総資産の5分の1以上」の要件

→一体の取引と見れば、保有株式数＝議決権数のため満たす

- ・一体の取引としてみる事ができる？

→両取引は「T社を買収する」との目的から行われたものであり目的が共通している。また、今回のスキームは反対株主が多いという動向を考慮して行われたものであるところ、同項が適用されると総会決議で否決される可能性がある可能性があるため、本来は一回の譲渡で行ってもよいところ2回の譲渡に分けられたものと推測されることも併せて考えれば、一定の価値を有する子会社の支配権を手放すという重大な行為を行う際に株主の判断に委ねるべきとした同項の適用との関係では、一回の譲渡で全株式を譲渡する場合と同視するべきである。

- ・その場合、総会決議がない以上無効となる。

【設問4】

356条1項1号の競業該当性

●要件

「取締役」

「取引しようとする」→他社の取締役就任も当たる？

→就任自体は「取引」には該当しない。もっとも、取締役就任によってその後に競業取引を行うことが想定されるため、「取引しようとする」場合に当たる

※事実上の主宰者論

「事業の部類に属する」→市場の重複

「自己または第三者のために」→自己または第三者の計算において取引する場合であって、T社の勘定で取引を行うため該当

●効果

取締役会では重要な事項を開示の上取締役会の承認を得る必要（365条→356条）